

お知らせ & ご案内 9月

町営住宅入居者募集

■公募期間

平成18年9月8日(金) まで

■住宅名

【弓削地区 計2戸】
引野住宅 A-09 (2K)

A-22 (2K)

【岩城地区 計1戸】
石ヶ坪B棟307号

【魚島地区 計1戸】
第2住宅203号

■家賃

公営住宅については、公営住宅法第16条の規定により認定された収入に基づき毎年家賃を算出します。

■入居の申込資格

- ①入居申込をした日において、公営住宅法施行令第6条第5項第3号に規定する金額を超えない者
- ②現在住宅に困窮している者
- ③町民税その他の公課を指定期限までに納付している者
- ④敷金として家賃3か月分相当する額を納付できる者

■入居者の決定
実情を調査し選考のうえ決定する。

■申込みに必要な書類

①町営住宅入居申込書②所得を証明する書類(所得課税証明書、納税証明書、印鑑証明書)

■申込期間 公募期間内

■申込み・問合せ先

弓削支所生活事業課、生名・魚島支所産業建設課、岩城支所建設課

知って得する金融講座のご案内

県今治地方局では、身近な暮らしに関わるお金の問題や制度について、消費者が正しい知識や情報を習得する機会を提供し、金融問題に対する関心を高め、自ら選択・判断できる消費者をめざすための講座を開催します。

■日時 9月11日(月)

10時30分～12時

■場所 せとうち交流館

■講座テーマ

最近の消費者トラブル／金融トラブルを中心として

■講師 県金融広報アドバイザー 右近 綾子

■受講料 無料

なお、会場の都合により、定員になり次第締め切らせていただきます(定員30名)。

■問合せ先

今治地方局県民生活課

TEL 089812312500

今治法務局「知って得情報」No.13

登記済証(権利書)が

登記識別情報通知書に

変わりました

今治支局において、平成18年3月6日以降に登記を申請し、新たに不動産の登記名義人(所有者)となった方には、登記済証に変わり、登記識別情報通知書が交付されております。登記識別情報通知書は不動産及び登記名義人ごとに作成され、「不動産の表示」や「登記名義人の氏名」等のほか「12桁の暗証番号(シール)により目隠しされています。」が記載されています。そして、次回当該登記名義人が所有権移転や担保権設定の登記を申請する際に、その暗証番号を法務局に提出していただくこととなります。したがって、この暗証番号を第三者に知られることのないよう登記識別情報通知書は、厳重に管理していただく必要があります。また、登記識別情報通知書は、紛失されても再発行はできません。

■問合せ先

松山地方法務局今治支局
TEL 089812210855

株式会社いわぎ物産センター職員 採用候補者試験について

■募集職種

職 種	募集人員	職 務 内 容
営業及び製造業務	1名	地場製品の販売に伴う営業及び加工品の製造業務及び事務

■受験資格 高校卒業程度以上の学歴等を有し、昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

■試験方法 初級教養試験、適性検査、作文試験、面接試験

■受付期間 平成18年9月18日(月) まで

■試験日及び場所
平成18年10月1日(日) 予定
上島町岩城生活文化センター2階

■受験資格の詳細・申込み手続き等については、次へお問合せください。

(株)いわぎ物産センター (TEL 0897-75-3288)

上島町職員の募集について

■募集職種

職 種	募集人員	職 務 内 容
保健師若しくは看護師	1名	保健に関する事業及び事務

■採用日 平成18年11月1日付

■受験資格 保健師若しくは看護師の資格を有し、昭和46年4月2日以降に生まれた者(介護支援専門員の資格を有する者が望ましい)

■試験方法 専門筆記試験、作文、面接

■受付期間 平成18年9月15日(金) まで

■試験日及び場所
平成18年10月1日(日)
上島町弓削総合支所

■受験資格の詳細・申込み手続き等については、次へお問合せください。

上島町弓削総合支所総務課

(TEL 0897-77-2500)

弓削商船高等専門学校公開講座

第19回弓削丸洋上講座 「伝統と芸術」

弓削商船学校の練習船「弓削丸」で瀬戸内海をクルージングしながら、歴史・環境・文化について考える1泊2日の公開講座です。今年の目的地は「直島・児島」です。是非、ご参加ください。

- 期 日 9月23日(土)～24日(日)
- 主な見学地 直島地中美術館、野崎家塩業歴史館
- 対 象 一般(高校生以上)20名程度
- 受講料 無料(ただし、諸経費として2,000円必要。また、現地での諸経費は自己負担)
- 申込み・問合せ先
弓削商船高等専門学校庶務課 TEL 77-2877



平成18年

事業所・企業統計調査

全国すべての事業所や企業が調査の対象です。調査員が調査票を持って皆様の事業所をお訪ねいたします。どうぞご協力ください。



10月1日、事業所・企業統計調査が行われます。
9月下旬から調査員がお伺いします。
調査員は「調査員証」を必ず携行しています。

総務省統計局 愛媛県

9月の潮汐表

日	潮	高 潮		低 潮					
		時刻	潮位	時刻	潮位				
1(金)	小	3:07	289	16:56	286	9:53	111	22:31	204
2(土)	長	3:59	269	18:42	286	11:03	120	—	—
3(日)	若	5:41	254	20:15	305	0:37	216	12:44	119
4(月)	中	7:34	262	21:15	332	2:38	199	14:16	100
5(火)	中	8:49	289	22:00	358	3:35	169	15:21	73
6(水)	中	9:45	322	22:39	379	4:15	138	16:11	47
7(木)	大	10:32	354	23:15	394	4:51	107	16:55	28
8(金)	大	11:15	381	23:50	399	5:25	79	17:37	19
9(土)	大	11:57	399	—	—	5:59	56	18:16	21
10(日)	大	0:24	397	12:39	405	6:34	41	18:55	36
11(月)	中	0:57	386	13:21	400	7:10	35	19:35	61
12(火)	中	1:31	369	14:06	383	7:47	39	20:16	94
13(水)	中	2:06	345	14:56	358	8:27	51	21:02	132
14(木)	小	2:44	317	15:58	330	9:13	71	21:58	169
15(金)	小	3:30	287	17:22	307	10:11	95	23:24	197
16(土)	小	4:39	260	19:08	302	11:33	115	—	—
17(日)	長	6:32	248	20:34	315	1:41	200	13:19	118
18(月)	若	8:12	259	21:31	332	3:08	178	14:43	105
19(火)	中	9:17	282	22:11	345	3:55	153	15:39	89
20(水)	中	10:03	305	22:43	353	4:29	130	16:22	77
21(木)	中	10:40	325	23:09	356	4:57	111	16:57	71
22(金)	大	11:12	341	23:33	355	5:22	96	17:28	71
23(土)	大	11:42	352	23:54	352	5:45	84	17:56	76
24(日)	大	—	—	12:10	358	6:07	74	18:22	85
25(月)	大	0:15	346	12:39	359	6:30	67	18:48	98
26(火)	中	0:37	339	13:10	356	6:53	62	19:15	114
27(水)	中	1:00	330	13:44	347	7:20	62	19:46	133
28(木)	中	1:25	318	14:25	333	7:51	67	20:22	155
29(金)	小	1:55	302	15:17	315	8:30	78	21:10	179
30(土)	小	2:34	282	16:31	298	9:21	95	22:24	199

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものであります。

「潮湯」イベント 第5弾

いつまでも元気でいてね!
『敬老の日』のプレゼント

9月17日(日)は65歳以上の方全員無料

※年齢の確認できるもの(免許証・保険証など)をご提示ください。

※敬老の日(9月18日(月))は休館日のため、前日にイベントを実施しますのでお間違えのないように!

たまには、のんびり・ゆったり
潮湯で過ごしませんか?

潮湯イベント 第1弾

『スタンプラリー・誕生日無料』も大好評!

■露天風呂及びウッドデッキの利用休止について■

露天風呂改築工事に伴い、下記のとおり露天風呂及びウッドデッキの利用を休止させていただきます。

◇休止期間 平成18年9月1日(金)～10月5日(木)

◇休止箇所 露天風呂及びウッドデッキ

※大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、他の浴槽は通常どおり利用できます。

皆様のご利用をスタッフ一同心よりお待ちしております。

【上島町海水浴施設「潮湯」TEL 74-0808】

粗大ごみ（造花と傘）の出し方について

平成18年4月1日からごみの出し方が変わりましたが、町民の方から「造花と傘」のごみの出し方についての質問が多く寄せられています。

そこで今回、「造花と傘」のごみの出し方についてご説明しますので、お間違えのないように出してください。

また、この他のごみの出し方についてわからないことがありましたら、各総合支所担当課へお問合せください。

「傘」の出し方

《ケース1》粗大ごみ扱いで出す場合

そのままの状態ですぐに出す場合、傘は粗大ごみとなります。100円の粗大ごみシールを貼って粗大ごみの日に出してください。（直接搬入は50円）

※数本ある場合は、造花の出し方《ケース1》と同様に、30cm以下に折れば、まとめて出すこともできます。

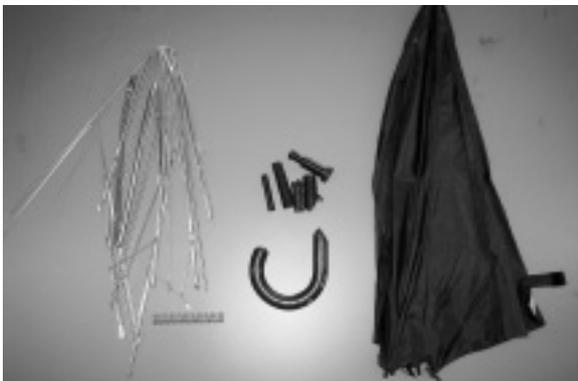


《ケース2》

布・プラスチック類と金属に分けて出す場合

下の写真のように布・プラスチック類と金属部分とを完全に分けてください。

そして、布・プラスチックは指定ごみ袋で指定日に出してください（※生名地区については、布は古着類の指定日に出してください）。金属は30cm程度の長さにして、缶類の日に出してください。



【問合せ先】

弓削支所生活事業課 TEL 77-2500(代)
生名支所住民課 TEL 76-3000(代)
岩城支所住民課 TEL 75-2500(代)
魚島支所住民福祉課 TEL 78-0011(代)

「造花」の出し方

《ケース1》粗大ごみ扱いで出す場合

下の写真のように30cm角以下の大きさにして、100円の粗大ごみシールを貼り、粗大ごみの日に出してください。（直接搬入は50円）



《ケース2》

粗大ごみとプラスチック部分に分けて出す場合

造花の量が多い場合、花・葉などのプラスチック部分と針金の入っている芯を分け、コンパクトにまとめてください。

- ①プラスチック部分（花・葉など）は、指定ごみ袋に入れて指定日に出してください。
- ②針金の入っている芯は、30cm角以下にして100円の粗大ごみシールを貼り、粗大ごみの日に出してください。（直接搬入は50円）



◀①の場合

②の場合▶

